

第2章 ごみ処理計画

1. 基本の方針

廃棄物処理の分野において目指すべき姿は、「脱炭素社会・循環経済の実現」です。

わが国においては持続可能な社会経済システムを実現するために、令和 2（2020）年のパリ協定より「2050 年カーボンニュートラル」に向けた脱炭素化の推進を、また、令和 3（2021）年 10 月の地球温暖化対策計画改定より、3R+Renewable^{※5}をはじめとする循環経済への移行を進めてきました。

本市においても、未来の瑞穂市やそこに住む私たちの子どもたちに良好な生活環境を引き継ぐためには、更なる「脱炭素社会・循環経済」のための取組が必要であり、市民・事業者・行政の 3 者が協力・連携して実現していくことが求められています。

そのため、以下の廃棄物処理の優先順位を心がけ、環境への負荷が出来る限り低減される「脱炭素社会・循環経済」の構築を目指していくものとします。

【廃棄物処理の優先順位】

- 1：できる限り廃棄物を出さない（**発生抑制**:Reduce）
- 2：同じ形状のまま再利用する（**再使用**:Reuse）
- 3：物質として再資源化し、再生品を優先利用する（**再生利用**:Material Recycle）
CO₂を回収・貯留し、利用する（**炭素回収・利用**）
- 4：エネルギーを回収して利用する（**熱回収**:Thermal Recycle）
- 5：やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する（**適正処理**）

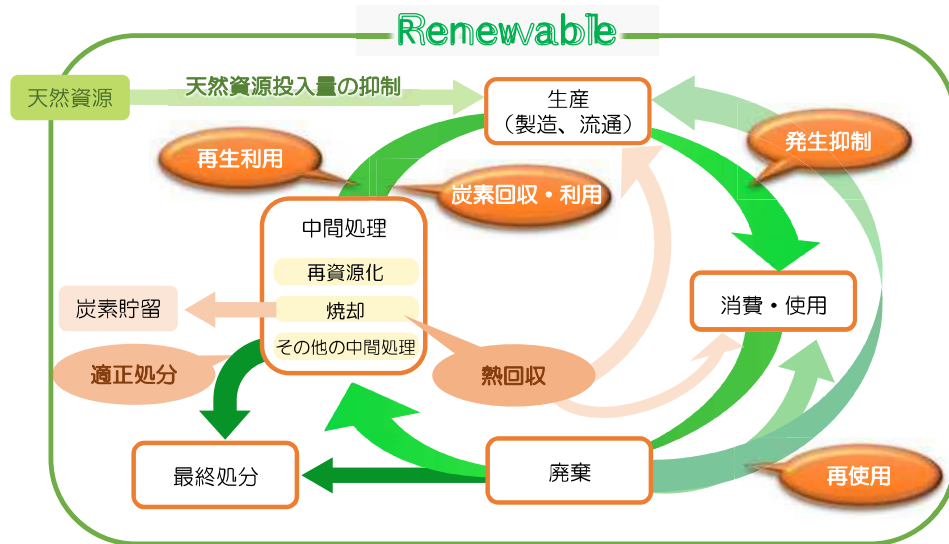


図 4-1 循環経済実現時の資源の有効活用の取組

※5 限りある資源を守る「3R」の徹底と、再生可能資源への代替を図る取組

2. 数値目標

本計画の数値目標は、前計画と同じく「1人1日あたりごみ総排出量」、「1人1日家庭系ごみ排出量」、「リサイクル率」及び「事業系ごみ排出量」の4項目とします。

(1) 1人1日あたりごみ総排出量

令和4(2022)年度における1人1日あたりごみ総排出量は724g/人・日であり、国の目標である850g/人・日は満足していますが、前計画基準年度の平成29(2017)年度実績697g/人・日より増加している状況です。また、本市では、循環型社会形成のための取り組みを進めていくことから、更なるごみの減量が求められています。

そこで、本計画では緩やかな削減を目指し、令和20(2038)年度の目標値を666g/人・日として定めます。

1人1日当たりごみ総排出量は、令和4年度実績724gと比べ、
令和10年度において3%削減した**702g**、
令和20年度において8%削減した**666g**とします。

(2) 1人1日家庭系ごみ排出量

令和4(2022)年度における1人1日家庭系ごみ排出量は382g/人・日であり、国の目標である440g/人・日を満足していますが、前計画基準年度の平成29(2017)年度実績370g/人・日より増加している状況です。

1人1日あたりごみ総排出量と同じく、更なる減量が求められていることから、可能な限り削減することとし、令和20(2038)年度の目標値を351g/人・日として定めます。

1人1日家庭系ごみ排出量は、令和4年度実績382gと比べ、
令和10年度において3%削減した**370g**、
令和20年度において8%削減した**351g**とします。

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみは過去 5 年間で減少していますが、コロナ禍という特殊な状況で経済活動縮小による影響が大きいと考えられます。

今後はコロナ禍の影響が薄れてくると考えられるため、資源化の啓発や、市民に対する飲食店での食品ロス削減の啓発を進めていくことで、ゆるやかな削減を目指していくこととします。

事業系ごみ排出量は、令和 4 年度実績 5,099 t と比べ、
令和 10 年度において 150 t 削減した **4,949 t**、
令和 20 年度において 511 t 削減した **4,588 t** とします。

(4) リサイクル率

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和 7 (2025) 年度に 28%、基本方針及び廃棄物処理施設整備計画では、令和 9 (2027) 年度でも 28% を目標として定めています。

県の計画では、更に令和 12 (2030) 年度に 29% としていますが、瑞穂市は令和 4 年度で民間回収量を含めてリサイクル率は 30% を超えている良好な状況です。

そのため、本計画の目標としては、この状態を維持することとします。

リサイクル率は、
民間の回収を含めた令和 4 年度実績 **30%** を、維持します。

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 推計方法

将来ごみ量の予測は、人口将来推計及び過去 10 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法で、図 4-2 にごみ量予測のフローを示します。

家庭から排出されるごみ（生活系ごみ）については、ごみの種類ごとに 1 人 1 日あたりのごみ排出量推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみの種類ごとに 1 日あたりごみ排出量推計結果×年間日数で算出しました。

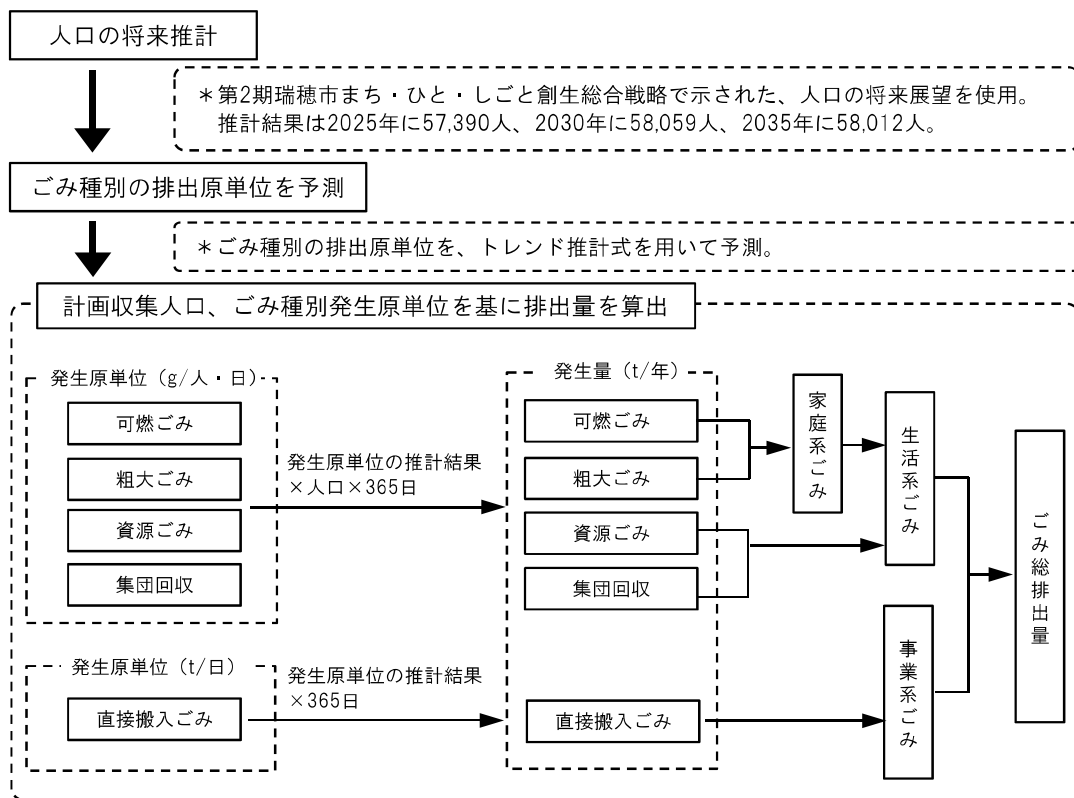


図 4-2 将来ごみ量の予測フロー

(2) 人口の将来推計

人口の将来推計は、「第2期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2(2020)年3月改定版)に示された人口の将来展望を採用しました。

なお、計画収集人口は行政区域内人口とし、自家処理人口はないものとししました。

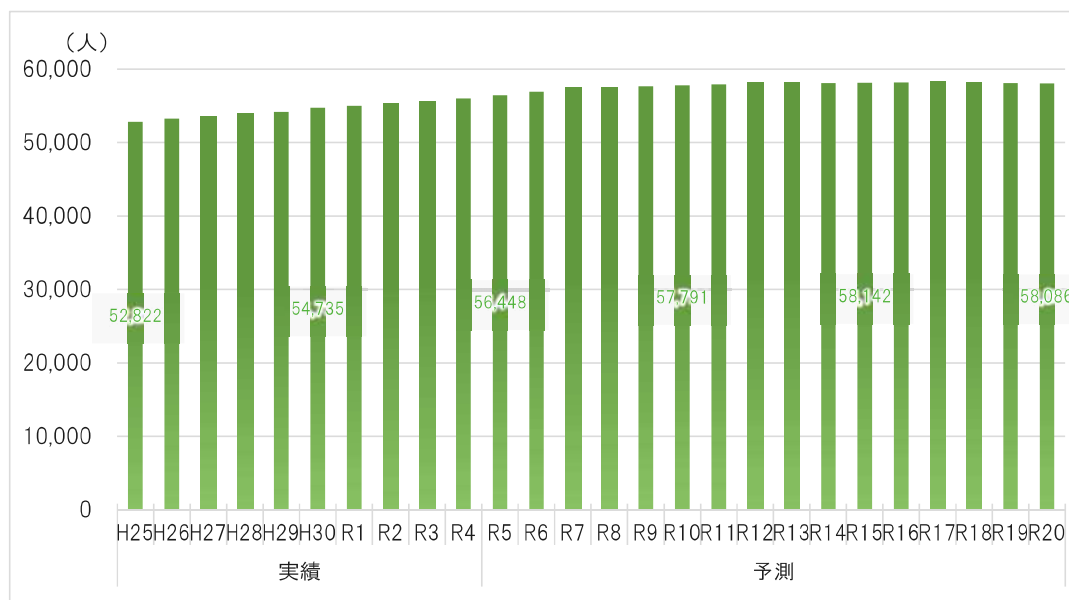


図 4-3 将来の人口推計結果

(3) ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、表 4-1 及び図 4-4～図 4-7 に示すとおりです。

表 4-1 ごみ排出量の将来予測

区分		単位	実績値	推計値					中間目標年度		目標年度	
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R15	R20	
			2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2033	2038	
人口		人	55,977	56,448	56,919	57,390	57,524	57,658	57,791	58,142	58,086	
ごみ発生量		t/年	16,996.05	17,229.08	17,228.70	17,221.67	17,186.82	17,183.08	17,084.40	16,767.92	16,378.50	
収集ごみ	ごみ総排出量	t/年	14,786.10	14,945.08	14,914.46	14,925.39	14,891.56	14,885.03	14,797.66	14,496.01	14,121.65	
	生活系ごみ排出量	t/年	8,861.20	8,997.99	8,990.44	9,008.49	8,994.89	9,003.94	8,963.63	8,834.13	8,641.76	
	資源ごみ	可燃ごみ	t/年	7,278.30	7,373.72	7,361.38	7,363.92	7,344.36	7,343.42	7,302.62	7,158.32	6,965.79
		資源ごみ	t/年	6,574.00	6,684.37	6,667.11	6,664.29	6,642.58	6,638.60	6,598.63	6,452.03	6,261.51
		びん	t/年	704.30	689.35	694.27	699.63	701.78	704.82	703.99	706.29	704.28
		カン類	t/年	229.80	224.24	226.81	228.93	229.98	231.32	231.05	232.46	232.46
		ペットボトル	t/年	128.70	130.59	130.56	130.88	130.88	130.92	130.56	129.27	127.98
		プラスチック製容器包装	t/年	188.50	174.58	175.57	177.03	177.26	178.61	178.49	179.58	179.22
		直接搬入ごみ	t/年	157.30	159.94	161.33	162.79	163.16	163.97	163.89	164.98	164.62
		可燃ごみ	t/年	1,582.90	1,624.27	1,629.06	1,644.57	1,650.53	1,660.52	1,661.01	1,675.81	1,675.97
		粗大ごみ	t/年	165.00	167.88	167.45	167.38	166.83	166.73	165.73	162.05	157.26
		資源ごみ	t/年	1,054.60	1,084.46	1,085.53	1,049.98	1,042.79	1,038.32	1,027.74	1,010.72	1,003.31
	事業系ごみ排出量	古紙類	t/年	344.40	352.90	356.74	407.86	421.20	435.72	447.84	482.97	495.31
		衣類	t/年	67.80	70.35	71.29	72.16	72.48	72.95	72.98	73.59	73.53
		製品プラスチック	t/年	21.40	21.04	21.26	21.49	21.58	21.71	21.70	21.83	21.81
		剪定木	t/年	—	—	—	46.87	58.86	71.15	83.13	115.75	128.58
		中央エコセンター	t/年	210.10	214.84	216.81	219.37	220.10	221.43	221.56	223.02	222.65
		ダンボール	t/年	45.10	46.67	47.38	47.97	48.18	48.48	48.47	48.78	48.74
		新聞	t/年	26.00	27.61	28.12	28.53	28.67	28.86	28.86	29.05	29.03
		雑誌	t/年	3.20	3.20	3.24	3.28	3.29	3.32	3.32	3.35	3.35
牛乳パック		t/年	4.40	4.54	4.59	4.64	4.66	4.69	4.69	4.73	4.72	
古着		t/年	0.30	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.34	0.34	
びん	t/年	1.70	1.66	1.68	1.70	1.70	1.71	1.71	1.72	1.72		
缶	t/年	8.00	7.80	7.89	7.96	8.00	8.04	8.03	8.08	8.08		
有害ごみ	t/年	1.50	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.51	1.50		
事業系ごみ排出量	t/年	18.90	19.03	19.35	19.35	19.71	19.76	19.71	20.08	20.08		
可燃ごみ	t/年	5,099.10	5,093.99	5,059.63	5,041.75	5,017.37	4,996.12	4,948.27	4,769.66	4,588.43		
集団回収(資源回収)	t/年	5,099.10	5,093.99	5,059.63	5,041.75	5,017.37	4,996.12	4,948.27	4,769.66	4,588.43		
民間の無人回収所などの古紙等の回収量	t/年	825.80	853.10	864.39	875.15	879.30	884.96	885.26	892.22	891.46		
1人1日あたりごみ発生量	g/人・日	2,209.95	2,283.63	2,314.24	2,343.15	2,354.12	2,369.20	2,369.86	2,387.66	2,385.43		
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	832	834	829	822	819	814	810	790	773		
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	724	723	718	713	709	705	702	683	666		
中間・資源化処理	西環焼却量	t/年	382	385	382	377	375	373	370	360	351	
	可燃ごみ	t/年	12,324.40	12,413.32	12,361.73	12,325.65	12,275.91	12,248.65	12,155.78	11,819.05	11,439.33	
	粗大ごみ焼却量	t/年	11,838.10	11,946.24	11,894.19	11,873.42	11,826.78	11,801.45	11,713.13	11,383.73	11,007.20	
	資源化量	t/年	486.30	467.08	467.54	452.23	449.13	447.20	442.65	435.32	432.13	
	資源ごみ	t/年	2,964.47	2,977.10	2,994.77	3,048.98	3,063.84	3,084.14	3,086.97	3,106.70	3,091.68	
	集団回収	t/年	1,048.70	1,042.25	1,051.01	1,107.49	1,122.98	1,140.54	1,151.83	1,189.26	1,199.59	
	粗大ごみ資源化量	t/年	825.80	853.10	864.39	875.15	879.30	884.96	885.26	892.22	891.46	
	粗大ごみ委託処理量	t/年	279.60	268.62	268.89	260.08	258.30	257.19	254.57	250.35	248.52	
	有害ごみ	t/年	66.80	64.20	64.26	62.16	61.73	61.47	60.84	59.83	59.40	
	焼却処理に伴う資源化量	t/年	18.90	19.03	19.35	19.35	19.71	19.76	19.71	20.08	20.08	
	リサイクル率	%	724.67	729.90	726.87	724.75	721.82	720.22	714.76	694.96	672.63	
	民間回収を含む資源化量	t/年	20.1	19.9	20.1	20.4	20.6	20.7	20.9	21.4	21.9	
	民間回収量	t/年	5,174.42	5,260.73	5,309.01	5,392.13	5,417.96	5,453.34	5,456.83	5,494.36	5,477.11	
	リサイクル率(民間回収含む)	%	2,209.95	2,283.63	2,314.24	2,343.15	2,354.12	2,369.20	2,369.86	2,387.66	2,385.43	
	最終処分	最終処分量	%	30.4	30.5	30.8	31.3	31.5	31.7	31.9	32.8	33.4
焼却処理に伴う最終処分量		t/年	517.85	517.68	515.94	512.06	509.78	508.49	504.44	491.30	477.34	
粗大ごみ最終処分量		t/年	435.05	438.19	436.37	435.10	433.34	432.38	429.10	417.21	403.81	
最終処分率		t/年	82.80	79.49	79.57	76.96	76.44	76.11	75.34	74.09	73.53	

① ごみ総排出量の将来予測

1人1日あたりごみ総排出量、1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測は、図4-4に示すとおりです。

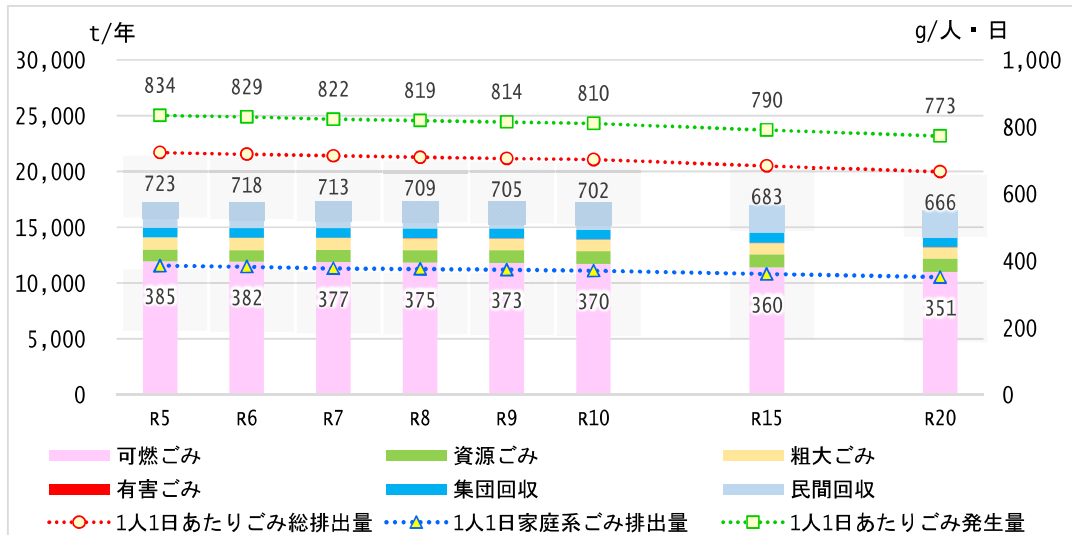


図4-4 ごみ総排出量の将来予測

② 事業系ごみの将来予測

事業系ごみ排出量及び事業系ごみの割合の将来予測は、図4-5に示すとおりです。

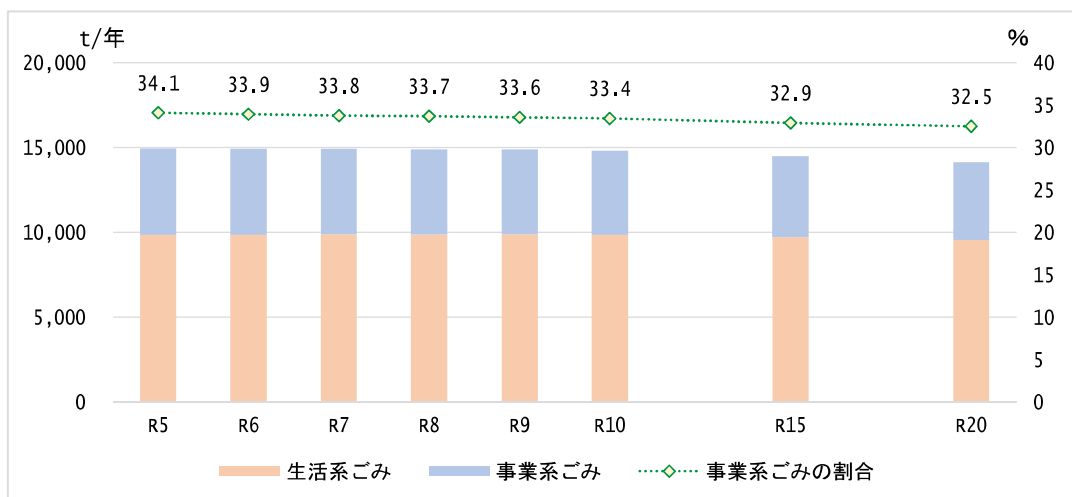


図4-5 事業系ごみ排出量の将来予測

③ リサイクル率の将来予測

資源化量及びリサイクル率の将来予測は、図 4-6 に示すとおりです。

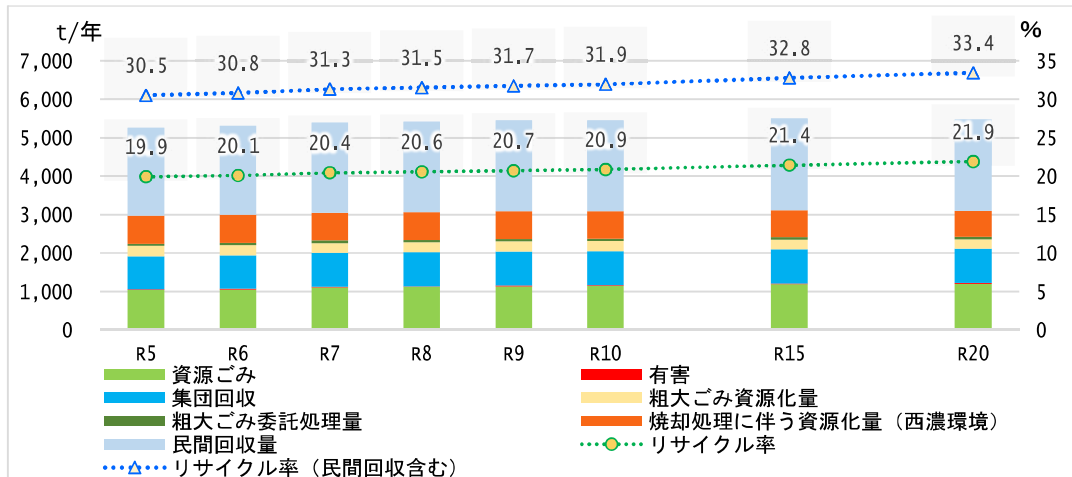


図 4-6 リサイクル率の将来予測

④ 最終処分量の将来予測

最終処分量の将来予測は、図 4-7 に示すとおりです。

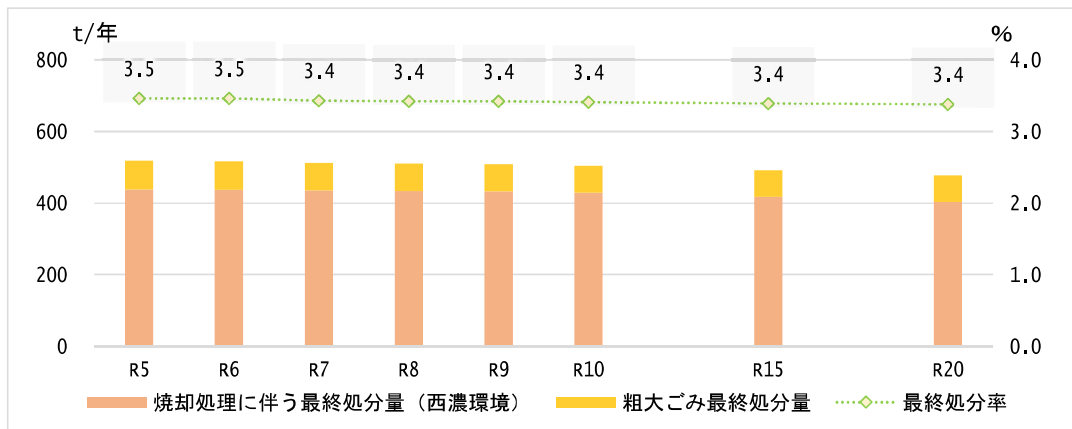


図 4-7 最終処分量の将来予測

4. 目標達成のための施策

(1) 具体的な施策

「発生抑制のための取組」、「資源化のための取組」、「適正処理のための取組」を3つの基本施策とし、18の具体的な施策を進めていきます。

具体的な施策とその内容は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2-1 施策一覧

項目	施策案		具体的な内容
発生抑制のための取組	1	小・中学生にごみに関する学習機会の提供	学校との連携により、職員による出前講座の開催など、小・中学生がごみについて学ぶ機会を提供します。
	2	家庭での生ごみの減量化などの推進	生ごみ処理容器購入補助金制度の継続の他、生ごみの水切り等の啓発を実施することで、家庭から出る生ごみの減量化を推進していきます。
	3	【新規】 食品ロス削減の啓発	チラシの配布などを通して、食品ロス削減の啓発を行います。
	4	フリーマーケット等を通したごみにしない取組の推進	フリーマーケットや不用品交換会・譲渡会の開催支援など、ごみにしない再使用の取組を進めます。
	5	ごみ分別の手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	ごみ分別の手引きやホームページについて、市民が見て分かりやすい絵や早見表への改訂の他、ごみ出しについて注意すべき情報等を提供します。
	6	廃棄物減量等推進員と連携した啓発	廃棄物減量等推進員と連携し、出前講座などにより市民に対する啓発を行います。
	7	【新規】 脱炭素のための取組の啓発	サステイナブルファッションやシェアリング等、ごみの削減による脱炭素の取組について啓発を行います。
	8	事業系ごみの減量について、広報やホームページで情報提供や啓発を実施	市民に対して外出時（買い物、食事等）にできるごみ減量の取組について啓発を行い、事業系ごみの減量を推進します。
	9	多量排出事業者に対する減量化の啓発	多量排出事業者について、事業所へ資源化の協力を要請し、可燃ごみの減量化を啓発します。

表 4-2-2 施策一覧

項目	施策案		具体的な内容
資源化のための取組	10	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	美来の森の回収日時の見直しを行い、市民の持ち込みができる日を増やすとともに、プラスチック容器包装の出先機関での回収を検討します。
	11	【新規】製品プラスチックの分別開始	プラスチック容器包装以外のプラスチック製品について、「製品プラスチック」として分別の検討及び実施を行います。
	12	民間回収ルートによる資源化量の把握	市内に設置する古紙等の無料回収所について、回収量の報告を求め、資源化量を把握します。
	13	子ども会・PTA や自治会などによる集団回収の促進	各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進します。
	14	可燃ごみ組成調査の実施	市民のリサイクルに対する努力を反映した目標を検討するため、可燃ごみ中の資源の量を調査します。
	15	【新規】新たな資源化品目の研究	現在、可燃ごみとして焼却しているごみのうち、資源化可能な品目について情報収集及び研究を行います。
適正処理のための取組	16	空き容器回収機設置場所の見直し	空き容器回収機の更新に合わせ、回収機の増設やより使いやすい設置場所への移動を検討します。
	17	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討	福祉部門と連携して、ステーションまでごみを排出できない高齢者、障がい者の把握と、先進事例の調査を実施します。
	18	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、プロポーザル方式の契約では環境に配慮した計画に対しては考慮します。

(2) スケジュール

施策のスケジュールは、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 施策のスケジュール

		実施時期															
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
発生抑制のための取組	1 小・中学生にごみに関する学習機会の提供	継続実施															
	2 家庭での生ごみの減量化などの推進	継続実施															
	3 【新規】食品ロス削減の啓発	準備	実施														
	4 フリーマーケット等を通したごみにしない取組の推進	継続実施															
	5 ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	継続実施															
	6 廃棄物減量等推進員と連携した啓発	継続実施															
	7 【新規】脱炭素のための取組の啓発	準備	実施														
	8 事業系ごみの減量について広報やホームページで情報提供や啓発を実施	継続実施															
	9 多量排出事業者に対する減量化の啓発	継続実施															
資源化のための取組	10 粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	継続実施															
	11 【新規】製品プラスチックの分別開始	実施															
	12 民間回収ルートによる資源化量の把握	継続実施															
	13 子ども会・PTAや自治会などによる集団回収の促進	継続実施															
	14 可燃ごみ組成調査の実施	継続実施															
	15 【新規】新たな資源化品目の研究	情報収集					調査・研究										
適正処理のための取組	16 空き容器回収機設置場所の見直し	実施															
	17 高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討	対象者把握・調査															
	18 市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	継続実施															

(1) 目標年次のごみ処理フロー

ステーション **直接搬入** **拠点回収** **戸別回収** **中間処理後可燃物**

分別区分

可燃ごみ → 穂積地区 奥南地区 → 西濃環境保全センター (焼却処理) → スラッグ・メタル → 資源再生業者 → 西濃環境整備組合

粗大ごみ → 美来の森 → 美来の森 (分別・保管) → 小型家電 → 民間業者 (破砕) → 資源再生業者 → 民間最終処分場

(陶磁器・ガラス) → 穂積地区 奥南地区 → 奥南集積場 (保管) → 小型家電 → 民間業者 (破砕) → 資源再生業者 → 民間最終処分場

中央エコ → 中央エコ (保管) → 資源再生業者 → 資源再生業者

資源ごみ

あきびん → 奥南地区 穂積地区 中央エコ → 資源再生業者

カン類 → 奥南地区 穂積地区 中央エコ → 中間処理業者 (圧縮・保管) → 資源再生業者

ペットボトル → 奥南地区 穂積地区 中央エコ → 中間処理業者 (圧縮・保管) → 資源再生業者

→ 回収機 → 美来の森 (保管) → 資源再生業者

→ 回収機 → 豊住園 (流丹・紅梅) → 美来の森 (保管) → 資源再生業者

プラスチック製容器包装 → 穂積地区 奥南地区 → 中間処理業者 (圧縮・保管) → 資源再生業者

→ 美来の森 奥南集積場 中央エコ → 中間処理業者 (圧縮・保管) → 資源再生業者

→ 不適物 → 資源再生業者

製品プラスチック → 美来の森 → 美来の森 (保管) → 資源再生業者

→ 美来の森 → 美来の森 (保管) → 資源再生業者

古紙類 → 奥南集積場 → 奥南集積場 (保管) → 資源再生業者

→ 中央エコ → 資源再生業者

衣類 → 美来の森 → 美来の森 (保管) → 資源再生業者

→ 奥南集積場 → 奥南集積場 (保管) → 資源再生業者

小型家電 → 業者に直送 → 資源再生業者

剪定木 → 美来の森 → 美来の森 (保管) → 資源再生業者

→ 市民引取

有害ごみ

蛍光管 乾電池 → 美来の森 → 美来の森 (保管) → 民間業者 (専用処理)

→ 奥南集積場 → 収集運搬業者 (保管) → 民間業者 (専用処理)

ライター等 → 美来の森 → 美来の森 (保管) → 民間業者 (専用処理)

→ 奥南集積場 → 奥南集積場 (保管) → 民間業者 (処理)

集団回収 → 資源再生業者

図 4-8 目標年次（令和 20（2038）年度）のごみ処理フロー

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における市民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

市民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へより効率的な運搬に努めます。

① 収集形態・収集頻度

家庭から出る生活系ごみについては、表 4-4 に示すとおり、従来の収集形態に加え、製品プラスチックを美来の森で回収することとします。

事業系一般ごみ（可燃ごみ）については、現状と同様に自己搬入または許可業者による処理とし、回収は随時とします。

表 4-4 収集形態・収集頻度（令和 20（2038）年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器
可燃ごみ		委託	ステーション	週 3 回	指定袋
粗大ごみ		委託	戸別収集	—	—
		委託	拠点回収	各拠点月 1 回	指定袋
陶磁器類・ガラス類		委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
資源 ごみ	空びん	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	カン類	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	ペットボトル	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	プラスチック製 容器包装	委託	ステーション	月 1 回（穂積） 月 2 回（巣南）	網かご
製品プラスチック		委託	拠点回収	美来の森開館日	指定箱
有害ごみ		委託	拠点回収	各拠点月 1 回	コンテナ

② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表 4-5 に示すものを排出禁止とします。

表 4-5 排出禁止物

項 目	内 容
有害性のあるもの	農薬、劇物とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの
感染性のある物	鋭利な物（注射器、注射針）、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがあるもの
危険性・引火性のある物	火薬類、ガスボンベ、塗料、その他危険性のあるもの。消火器、ガソリン、廃油（食用油を除く）、灯油、その他引火性のあるもの
著しく悪臭を発する物やその他処理が困難な物	分別していないごみ、オートバイ・スクーター、自動車、家電リサイクル 6 品目、パソコン本体、ノートパソコン

③ 在宅医療廃棄物、感染性廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有した鋭利なもの以外（血の付いた包帯、ガーゼ、おむつ等）については可燃ごみとして本市で委託業者により収集運搬し、西濃環境整備組合で焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

また、新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の国際的に脅威となる感染症が国内で確認された場合は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や各感染症の廃棄物対策ガイドライン等に基づき、家庭や医療機関等を除く事業者から排出される感染性廃棄物について、排出時や収集運搬時の取扱方法の周知徹底を行い、継続的に適正処理が確保できるようにします。

④ 収集・運搬体制

- ・ 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
- ・ 委託業者と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。
- ・ 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
- ・ 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手数料の見直しを随時行います。
- ・ ステーションまでごみを排出できない高齢者等で支援が必要な世帯を対象として、玄関先までごみを収集に伺う「ふれあい収集」を検討します。

(3) 中間処理計画

目標年次である令和 20 (2038) 年度の中間処理の方法は、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6 中間処理の方法

種 別		処理方法
可燃ごみ		現状と同様、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。
粗大ごみ		可燃物、資源物及び不燃物に分類し、それぞれ処理・処分を行います。
資源 ごみ	あきびん	資源再生業者に引き渡します。
	カン類	資源再生業者に引き渡します。
	ペットボトル	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、資源再生業者に引き渡します。
	プラスチック製容器包装	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、容器包装リサイクル協会に引き渡します。
	製品プラスチック	資源再生業者に引き渡します。
	古紙類	資源再生業者に引き渡します。
	衣類	資源再生業者に引き渡します。
	小型家電	認定事業者引き渡します。
	剪定木	委託業者にて破砕処理し、チップとして資源化します。
有害 ごみ	乾電池・蛍光灯	水銀含有の恐れがある、乾電池・蛍光灯は、美来の森及び巣南集積場で保管後、専門の処理業者に引き渡します。
	ライター	美来の森及び巣南集積場で保管後、専門の処理業者に引き渡します。

(4) 最終処分計画

本市は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、最終処分量は県内他市町村と比較すると少ない状況ですが、埋立物は無くならないことから最小限にとどめ、今後とも民間業者に委託し処分します。

可燃ごみの処理に伴い発生する焼却残渣は、組合の所有する最終処分場で処分を行います。

6. ごみ処理施設の整備に関する事項

美来の森及び巣南集積場にアスファルト舗装を施し、施設利用環境の改善を行います。また、「美来の森」、「巣南集積場」、「中央エコセンター」の3施設の取扱品目を変更し、市民の利便性向上を図ります。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会の積極的な活用を推進します。

(2) 災害対策

近年、地震・風水害・土砂災害等が全国で多発しており、被災地では、ごみ処理行政の継続と災害廃棄物の迅速で適正な処理が求められています。

本市では、平成30(2018)年3月に策定し、令和3(2021)年3月に改定した「瑞穂市災害廃棄物処理計画」に基づき、初動対応を着実に実施するとともに、発災後は岐阜県による技術支援を受けて「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の迅速な処理を行います。

(3) 不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出、適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄根絶に向けた活動や指導をさらに推進します。